

## 第384回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和7年8月4日（月） 14:00

場 所：佐賀県庁新館10階

農林水産部内 南西角会議室

（佐賀市城内1丁目1番59号）

### 1 開 会

### 2 議 題

- （1）仮議長の選出について（協議）
- （2）会長の選出について（協議）
- （3）会長職務代理者の選出について（協議）
- （4）令和7年度機船船びき網（えび2そうびき網）漁業に係る許可の取扱いについて（協議）
- （5）空つりなわ漁業に係る許可方針の改正について（協議）
- （6）その他

### 3 閉 会

### 第384回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会 出席者名簿

令和7年8月4日(月) 14:00～

#### 【委員】

所 属	職 名	氏 名
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	委 員	半田 亮司
	〃	今村 克博
	〃	堤 大輔
	〃	平野 年吉
	〃	松藤 文豪
	〃	森田 幸寛
	〃	西久保 敏
	〃	中島 浩徳
	〃	香月 博司
	〃	中島 龍
	〃	大鋸 幸弘
〃	川村 嘉応	

#### 【臨席者】

所 属	職 名	氏 名
水産庁九州漁業調整事務所	所長	中村 克彦
	調整課係員	高野 はるか
佐賀県有明海漁業協同組合	指導部部長	有馬 隆文
	指導部次長	下田 貴利
福岡有明海漁業協同組合連合会	指導部長	植田 新
	技術顧問	林 宗徳
佐賀県農林水産部水産課	漁業調整係長	伊藤 毅史
佐賀県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	荒巻 裕
	主事	本間 智希
福岡県農林水産部 水産局漁業管理課	漁業調整係長	松本 昌大
	主任技師	鹿島 祥平
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	池浦 繁
	技術主査	中川 清
	主任主事	山田 菜美子

## 福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下単に「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、福岡佐賀両県地先有明海における漁業に関する事項を処理する。

(設置区域)

第2条 この委員会は、次の海区漁業調整委員会の区域を合した海区に設置する。

- 一 福岡県有明海区漁業調整委員会
- 二 佐賀県有明海区漁業調整委員会

(事務所の所在地)

第3条 委員会の事務所は、会長が所属する海区漁業調整委員会の事務所内に置き、その書記が事務を行なう。

(委員会)

第4条 委員会は委員12名（第2条の海区漁業調整委員会の委員の中から選出した6名宛とし、それぞれその中1名は会長職にあるものをあてる）をもって組織する。但し、事故その他、やむを得ない事情がある場合において議長が必要と認めるときは、当該委員の属する海区の他の2名以内の委員が代理出席することができる。

- 2 専門の事項を調査審議させるため必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 3 専門委員は学識経験を有する者の中から福岡佐賀両県知事が協議して選任する。

(会長及び会長職務代理者の職務)

第5条 委員会に会長及び会長職務代理者を置く。

- 2 会長及び会長職務代理者は委員が互選する。但し、会長及び会長職務代理者を互選することができないときは、福岡佐賀両県知事が協議の上選任する。
- 3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長職務代理者がその職務を代理する。
- 5 会長及び会長職務代理者の任期は2ヵ年とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は会長が招集する。但し、会長及び会長職務代理者が互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及び会長職務代理者ともに事故あるときの会議は、福岡佐賀両県知事が協議の上招集する。

- 2 委員の3分の1以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求のあった日から7日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は少なくとも5日前に議事の事項並びに開催の日時及び場所を委員会並びに第2条の海区漁業調整委員会に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 4 前項の通知を受け取った海区漁業調整委員会は、その内容を管内漁民に周知させるた

め漁民のみやすい適当な場所に公示しなければならない。

第7条 委員会は定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長がこれを決する。

3 委員会の会議は公開とする。

第8条 委員会の会議は予め通知した事項に限って議決する。但し、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りでない。

第9条 委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。但し、委員会の承認があったときは、会議に出席し発言することができる。

(議事録)

第10条 会長は会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 1 委員会の開催日時及び場所
- 2 出席委員の氏名
- 3 議事事項
- 4 議事の結果
- 5 その他重要な事項

第11条 議事録は会長及び会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名するものとする。

第12条 議事録は一般の縦覧に供する。

(規程改正)

第13条 この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

(雑則)

第14条 前各条に定めるもののほか、議事の運営その他に関し必要な事項は会長がその都度委員会に諮って定める。

第15条 委員会の処務並びに会計の規定は海区漁業調整委員会の処務並びに会計の規定を準用する。

附 則

この規程は委員会の成立の日から適用する。

附 則

この規程は昭和47年9月19日から施行する(会長の任期)。

附 則

この規程は昭和51年9月6日から施行する(事務所の所在地、会長及び会長職務代理者の職務)。

## 令和7年度福岡県有明海区における機船船びき網 (えび2そうびき網) 漁業許可方針(案)

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者(漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。)に対してのみ行うこととする。

許可する船舶等の数の上限	住所要件
50隻(25統)以内	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市

#### (2) 船舶の総トン数

定めなし

#### (3) 推進機関の馬力数

定めなし

#### (4) 操業区域

福岡県地先有明海海域(農林水産大臣管轄漁場を含む)

#### (5) 漁業時期

令和7年9月20日から11月30日まで

### 2 許可の有効期間

1年

### 3 条件

- (1) 区画漁業権の免許に基づくのみ養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。
- (2) 僚船は〇〇丸、F〇3-〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。
- (3) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

### 4 申請書の添付書類等

- (1) 漁業許可申請一覧表
- (2) 機船船びき網漁業許可申請書  
※ 注意事項として、夜間操業する場合、海上衝突予防法(第26条)で定める灯火の内容(別紙)を許可証の裏面に添付する。

### 5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

(別 紙)

注意事項

夜間操業する場合は、海上衝突予防法（第26条）で下記のとおり、灯火を掲げることが規定されております。

【 記 】

- 1 長さ12メートル以上20メートル未満の船舶
- |          |       |     |         |       |
|----------|-------|-----|---------|-------|
| (1) マスト灯 | 白色    | 1灯  | 灯火の視認距離 | 3海里以上 |
| (2) 全周灯  | 緑色    | 1灯  | 〃       | 2海里以上 |
| 〃        | 白色    | 1灯  | 〃       | 〃     |
| (3) 舷灯   | 緑色、紅色 | 1対  | 〃       | 〃     |
| (又は両色灯)  |       | 1灯) |         |       |
| (4) 船尾灯  | 白色    | 1灯  | 〃       | 〃     |
- 2 長さ12メートル未満の船舶
- |          |       |     |         |       |
|----------|-------|-----|---------|-------|
| (1) マスト灯 | 白色    | 1灯  | 灯火の視認距離 | 2海里以上 |
| (2) 全周灯  | 緑色    | 1灯  | 〃       | 〃     |
| 〃        | 白色    | 1灯  | 〃       | 〃     |
| (3) 舷灯   | 緑色、紅色 | 1対  | 〃       | 1海里以上 |
| (又は両色灯)  |       | 1灯) |         |       |
| (4) 船尾灯  | 白色    | 1灯  | 〃       | 2海里以上 |

(注) 航行中及び漁場移動中は、(1)、(3)、(4)の灯火を掲げ、操業中は(2)、(3)、(4)の灯火を掲げること。

## 令和7年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業許可方針（案）

### 第1 制限措置

- 1 漁業種類  
えび2そう船びき網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数  
50隻（25統）
- 3 船舶の総トン数  
制限なし
- 4 推進機関の馬力数  
制限なし
- 5 操業区域  
佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）
- 6 漁業時期  
佐賀県有明海 9月15日から11月25日まで  
農林水産大臣管轄漁場 9月20日から11月30日まで
- 7 漁業を営む者の資格
  - (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
  - (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
  - (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
  - (4) 適切な資源管理を実践できる者
  - (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者
  - (6) 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

### 第2 許可の有効期間

令和7年9月15日から令和7年11月30日まで

### 第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和7年8月5日から令和7年8月25日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、25件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、件数の計算は、2隻1統を1件とする。（以下この許可方

針において同じ。)

- 3 令和7年10月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数(以下「合計数」という。)が25件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が25件に到達した日以降から令和7年10月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

#### 第4 許可の基準

- 1 令和7年8月5日から令和7年8月25日までににおける受付数が25件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 令和6年1月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
  - (2) 令和6年1月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
  - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
  - (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
  - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和7年8月26日以降における合計数が25件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

- (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
- (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

## 第5 条件

- 1 次に掲げる区域で操業してはならない。
  - (1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。
  - (2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。
- 2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。
- 3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 4 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

### 機船船びき網（えび2そうびき網）漁業許可状況一覧表

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
福岡県	許可隻数	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	4隻(2統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	隻(統)
	許可期間	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30
	操業区域	福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）								
福岡県	条 件	<p>(1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。</p> <p>(2) 僚船は〇〇丸、F〇〇-〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。</p> <p>(3) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。</p>								
	操業区域	福岡県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）								
佐賀県	許可隻数	10隻(5統)	10隻(5統)	10隻(5統)	8隻(4統)	8隻(4統)	6隻(3統)	2隻(1統)	2隻(1統)	隻(統)
	許可期間	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30	農区9.20～11.30
		有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25	有区9.15～11.25
佐賀県	条 件	<p>1 次に掲げる区域で操業してはならない。</p> <p>(1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。</p> <p>(2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。</p> <p>2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。</p> <p>3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。</p> <p>4 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。</p>								
	操業区域	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）								

## 福岡県有明海区における空つりなわ漁業許可方針の改正について

## ○現状

- ・ 「空つりなわ漁業」とは多数の空針を付けた延縄を敷設し、海底のアカエイを選択的に漁獲する福岡県有明海の伝統的な漁法。
- ・ 一方、本漁業は過去、佐賀県との協議の結果<sup>1</sup>、新規を認めず、既存許可の漸減方針となっている<sup>2</sup>。
  - 1 農区を共有する佐賀県では空つりなわ漁業は漁業調整規則上、禁止漁具。昭和55年に佐賀県側から福岡県でも禁止漁具にするべきとの要望があがり、協議の結果、既存許可の漸減方針となった。
  - 2 過去8隻あった許可も令和6年時点で2隻のみ。
- ・ これに伴い、現行の許可方針では、当該許可の承継は相続以外禁止となっており、生前承継ができない状態。
- ・ 現在、空釣りなわ漁業者から甥（妻の兄弟の子供）に承継したいとの要望を受けており、許可方針の改正を検討。

## ○改正案

- ・ 許可方針を改正し、親族<sup>\*</sup>の範囲に限り承継を認めるものとする。  
→ 別紙案参照

※民法第725条（親族の範囲）によれば、「親族」は、次に掲げるものとされている。

- 一 六親等内の血族（血族：自身と血縁関係にあるもの）
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族（姻族：婚姻関係によって発生する親族、配偶者の血族又は血族の配偶者）

⇒今回はこれに該当。

## ○今までの経過

R7.3.3 福岡県有明漁調委にて、本改正に関して承認済み

R7.8.4 福佐連調委にて、本改正について協議・・・(本日)

本日以降～ 本許可方針改正後、承継の手続き

福岡県有明海区における刺し網等漁業許可方針（案）

**1 制限措置に関する事項**

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

なお、空つりなわ漁業については漸減方針のため、~~相続以外~~は承継を認めないものとする。~~親族（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）への承継以外~~認めないものとする。

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	住所要件
えび三重流し刺し網漁業	定めなし	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市
すずき流し刺し網漁業	定めなし	
雑魚一重流し刺し網漁業	定めなし	
げんしき網漁業	定めなし	
空つりなわ漁業	8隻以内（漸減方針）	
固定式刺し網漁業	定めなし	

(2) 船舶の総トン数

定めなし

(3) 推進機関の馬力数

定めなし

(4) 操業区域

福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）

(5) 漁業時期

1月1日から12月31日まで。ただし、空つりなわ漁業は4月1日から8月15日まで。

**2 許可の有効期間**

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、福岡有明海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

### 3 条件

#### (1) 刺し網漁業

##### ①えび三重流し刺し網漁業

条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 1隻が使用する網漁具の総延長は300メートル（仕立て上り）以下でなければならない。</li><li>2 網の目合は、外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下でなければならない。</li><li>3 網丈は、2メートル以下でなければならない。</li><li>4 使用する漁具は、2統以内でなければならない。2統を使用する場合、その漁具の総延長は300メートルを超えてはならない。</li><li>5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。</li></ol>
----	--

##### ②すずき流し刺し網漁業

条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸にいたる直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域においては操業してはならない。</li><li>2 網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上でなければならない。</li><li>3 1隻が使用する網漁具の総延長は530メートル（仕立て上り）以下でなければならない。</li><li>4 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。</li><li>5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。</li></ol>
----	---

##### ③雑魚一重流し刺し網漁業

条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。</li><li>2 網は、一重でなければならない。</li><li>3 網の目合は、10センチメートル以下でなければならない。</li><li>4 網丈は、6メートル以下でなければならない。</li><li>5 使用する漁具は、1統でなければならない。</li><li>6 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。</li></ol>
----	---

#### (2) げんしき網漁業

条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。</li><li>2 使用する漁具は、1統でなければならない。</li><li>3 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。</li><li>4 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。</li></ol>
----	--

#### (3) 空つりなわ漁業

条件	なし
----	----

(4) 固定式刺し網漁業

条件	1 のり養殖漁業時期は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大船通し（矢部川、塩塚川等の滯筋を含む。）においては操業してはならない。 2 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。 3 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。 4 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
----	--

**4 申請書の添付書類等**

(1) 漁業権者の同意書

ただし、福岡県または佐賀県の有明海区の漁業協同組合に所属する者に関しては不要とする。

**5 資源管理の状況等の報告**

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この許可方針は令和5年7月1日から施行する。

(申請書の添付書類等の追加)

附 則

この許可方針は令和7年〇月〇日から施行する。

(空つりなわ漁業の承継に係る規定の改正)